



佐賀県公報

平成18年
2月22日
(水曜日)
第12720号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定 (一〇六・子ども課) 一
- ◎佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (二〇七・生産者支援課) 二
- 道路の区域の変更 (二〇八・道路課) 二
- 公 告
- 換地処分 (農地整備課) 三
- ◎佐賀県史跡の指定 (一・告示) 三
- 落札者等の公示 (公告) 三

教育委員会事項

○ 告 示

◎佐賀県告示第百六号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-280	COMIC ゲッチュ 3月号	若生出版(株)	13479-03	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-281	強力爆乳専門誌 スーパー・バスト・クイーン	(株)ワニマガジン社	08878-03 ①2006-3/23	
"	17-282	人妻 本当にあったHな話 Vol.8 別冊 本当にあったHな話 3月1日号増刊	(株)ぶんか社	18136-3 ①-3/28	
"	17-283	@BOOING アットブーイング vol.17 スーパーコミック 3月号増刊	曙出版(株)	15544-03 ①-2006/3/21	
"	17-284	マガジン・ウォー・ウルフ・スペシャル マガジン Wooooo! 狼 3月号増刊 Vol.08	(株)マガジン・マガジン	08366-03 ①3/19	
"	17-285	爆写 本当にあった秘密の話 Vol.11 DVD DOKAN 3月号増刊	曙出版(株)	06482-03 ①-2006/3/28	
"	17-286	VACCA! ヴァッカ! Vol.80	(株)バウハウス	07373-03	
"	17-287	Kissui きっすい VOL.28 3月号	英知出版(株)	02801-3	
"	17-288	ジゲンEX Vol.23 本当にあった浮気話 3/1増刊 3月号	(株)大洋書房	18124-3 ①-06 3/17	
"	17-289	Chuッ スペシャル 3月号	(株)ワニマガジン社	16151-3	
"	17-290	ウォーA組 マガジン Wooooo! 3月号増刊	(株)マガジン・マガジン	08398-03 ①4/2	
"	17-291	特撰 三十路妻 3月号	(株)笠倉出版社	16781-3	

◎佐賀県告示第百七号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第六百十号)の一部を次のように改正する。

平成十八年二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

別表の漁業近代化資金の種類を次のように改める。

漁業近代化資金の種類	法第二条第二項第一号から第四号までに掲げる融資機関が同条第一号から第五号まで及び第十号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和四十四年政令第二百九号)以下「令」という。)第五条に規定する団体に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第五号まで及び第十号に掲げる者(令第五条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号及び第四号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
	法第二条第二項第一号から第四号までに掲げる融資機関が同条第一号から第五号まで及び第十号に掲げる者(令第五条に規定する団体に貸し付ける場合)	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号及び第四号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号及び第四号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号及び第四号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号及び第四号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第二条第二項第五号に掲げる融資機関が同条第一号から第六号から第十号までに掲げる者(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合

別表の二の項中「年一・二五%」を「年一・二〇%」に、「年一・〇五%」を「年一・〇〇%」に改め、同表の四の項中「餌料」を「えさ」に改め、同表の七の項中「掲げる者」の下に「(同項第十号に掲げる者にあつては、令第五

条に規定する団体を除く。」を加える。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱別表の二の項の規定は、平成十八年一月二十六日以後に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

2 平成十八年一月二十五日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

◎佐賀県告示第百八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年二月二十二日から平成十八年三月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路		の 区 域	
	区 間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
川上牛津線 県道	小城市牛津町乙柳字下籠三十五角八六九番三地先から 小城市牛津町柿樋瀬字柿一角五〇一第一地先まで	後	三八・八 一五・〇	七〇・〇
	小城市牛津町乙柳字下籠三十五角八六九番三地先から 小城市牛津町柿樋瀬字柿一角五〇一第一地先まで	前	一五・〇 五三・〇	七〇・〇

○ 公 告

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区大川内換地区の換地計画に基づき、平成18年2月3日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年2月22日

佐賀県知事 古 川 康

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第一号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第三十二条第一項の規定により、佐賀県史跡吉野ヶ里遺跡(史第四十二号)の区域として次に掲げる区域を追加して指定する。

平成十八年二月二十二日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

所 在 地

神埼郡三田川町大字田手字一本黒木一八九八番地

九〇七平方メートル

次のおり落札者等について公告します。

平成18年2月22日

収支等命令者

佐賀県教育委員会教育長 古 野 健 二

- 1 購入物品名及び数量
電子計算組織設備三式(佐賀県立唐津南高等学校、佐賀県立佐賀商業高等学校及び佐賀県立鳥栖商業高等学校)
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成17年12月26日
- 4 落札決定日 平成18年2月6日
- 5 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社学映システム 代表取締役 岡村祐臣
(2) 住所 佐賀市鍋島町大字森田902番地
- 6 落札金額 35,280,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 佐賀県教育庁総務課学校施設担当
(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月二十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷